

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）
に対する意見公募の結果について

令和7年6月25日
原子力規制委員会

1. 概要

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年4月17日から同年5月17日まで

対 象：

- 放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：48件¹

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは7件だった。

放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準の一部を改正する規程（案）に関する提出意見及び考え方

令和7年6月25日

No.	意見の概要	考え方
1	原子力発電所の外に放射性物質に汚染された資材等を持ち出すことが問題。 原子力発電所の外に廃炉物を持ち出すこと自体が問題。クリアランス基準に合格したもののみを持ち出せることを明記すべき。 クリアランスレベル以下を確認していない金属を原発の敷地外に持ち出してはならない。 原発敷地外に構内からの廃棄物を搬出する場合は、全て、厳格に測定し、記録に残すべきである。 改正後は放射能の濃度を測って確認する前に原発の敷地外に持ち出してもよいことにはならないでしょうか。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）上、資材等に含まれる放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとしてクリアランスレベルを超えないことについての原子力規制委員会の確認（以下「クリアランス確認」という。）前の資材等は、核燃料物質によって汚染された物として扱われます。 規制法第 58 条及び第 59 条において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外において廃棄する場合及び運搬する場合は、原子力事業者等は、保安のために必要な措置を講じなければならないとされており、核燃料物質によって汚染された物を保安措置を講じた上で原子力発電所の外に持ち出すことは現行法令上可能です。また、法令に基づき運搬及び廃棄に係る記録を保存することとなっています。
2	発電用原子炉設置者でない者がクリアランス確認を受けること等に問題がある。 廃棄物管理事業者にクリアランスを実施させることについて国会における審議が必要。 一定量以上の廃棄物を扱う事業者は、必ず「原子力事業者」として指定すべき。これらの廃棄物を扱う事業者が「クリアランス廃棄物を扱う」という理由で原子力事業者としての指定を免れるなら、発電用原子炉を保有している事業者が「別会社を設立してその会社にクリアランス廃棄物を譲渡する」ことで、自らはクリアランスの責任を負わないという方法も取り得ることになりかねない。 クリアランスを行う「原子力事業者等」の範囲を拡大するのであれば法改正すべき。 現行では、クリアランス金属についての根拠法令は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2」である。同条文では「原子力事業者等は（略）原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会	規制法により許可を受けた「原子力事業者等」は、クリアランス確認を受けることができます。（規制法第 61 条の 2 第 1 項参照） 「原子力事業者等」には発電用原子炉設置者だけでなく廃棄事業者が含まれており、廃棄事業者には、廃棄物管理の事業許可を受けた者も含まれるため、事業者が廃棄物管理事業の許可を取得した場合には、廃棄事業者としてクリアランス確認を受けることができます。（規制法第 57 条の 8、第 51 条の 5 及び第 51 条の 2 第 1 項第 3 号参照） なお、原子力規制委員会は、事業者から、クリアランス確認を受けるための廃棄物管理事業の許可申請があった場合には、許可基準に基づきその適合性について審査で確認することになります。

No.	意見の概要	考え方
	規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる」としている。 この「原子力事業者等」には、法第 57 条の 8 で「製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む）であると定義されている。新規事業主体が廃棄物管理事業者だとしても、原子炉等規制法上、放射性濃度の確認を受けるのはあくまで原子力事業者等である。 今回、福井県が計画中である集中処理の企業事業体というのは、そのどれにもあてはまらない。このような事業体にクリアランスを実施させたいのであれば、法改正をする必要があるのではないか。 溶融処理をすること自体が原子力発電業者に限られた化学的処理をすることを意味するから法規違反ではないか。 そして原子力の事業者ではない民間の事業者が、原発廃炉金属を扱うことが可能になるのは恐ろしく、絶対に反対です。法改正ではなく一部改正でクリアランスを行う原子力事業者等の範囲を拡げないでください。	
3	廃棄物を発生させた事業者にクリアランスレベルかどうか計測・記録を義務付け、原子力規制庁がクリアランス確認を行い、クリアランス以下であるものだけ溶融等を許可すべき。 クリアランスレベルかどうかを、先ずきちんと測るべきで、その後、クリアランス以下であるものについてだけ、溶融等を許可すべき。	クリアランス制度は、施設等において用いた資材等に含まれる放射性物質について、原子力規制委員会が定める基準（クリアランスレベル）以下であることを確認して、「放射線による障害の防止のための措置」を必要としないものとして取り扱うことができる制度です。 溶融処理を行った上でクリアランス確認をしたいという申し出があったことから、適切に規制を実施するために原子力規制委員会において技

No.	意見の概要	考え方
	溶融する前に、「クリアランスレベル以下であることを確認」しなければならない。「ト」の追加はせずに、従来通りの運用をするべきである。 「3.5. 異物の混入等の防止措置」については、クリアランス後でなければ溶融ができないとすべきである。 加工業者の手に渡す際は、その前に渡す側が必ず放射能濃度を測定し、原子力規制庁がクリアランスレベルであることを確認すべきと考える。 クリアランスレベル以下のものしか溶融しないという原則を守るべき。一度溶融したり形状を変えたりすることは、いい加減さを伴う。 クリアランス後でなければ溶融ができないとすべきである。 クリアランスレベル以下であることを確認するには、汚染物質を発生させた当事者が、正確に測り、記録を残すことが必須である。今回の「改正」は、クリアランス金属といえど、そのトレーサビリティは保持しなければならないという当初の理念をなし崩し的に形骸化するものである。 溶融する前にクリアランスレベル以下であることを確認するべきではないか。 クリアランス検認する前に前に溶融を行うことはやめ、事業所内で検認し、クリアランスレベルを下回ることを確認してからにすべき。 クリアランス基準に適合しているかどうかを調べる前に、まず金属の溶融を行い、その後に放射能濃度を測定するというのは、クリアランス基準を超える廃棄物が混ざっても、溶融してしまえば構わないという考えであり、反対。 別表 P2 の 3.5 異物の混入等の防止について、混入を防止するには溶融その他性状の変更を伴う処理をする場合は、性状変更前に対象物がクリアランスレベル以下であることを確認してから出ないと性状変更を伴う処理ができないようにすべきである。	術的な論点等を検討したのですが、あらかじめ溶融処理を行う場合でも、原子力規制委員会がクリアランスレベルを超えないものと確認できたものだけがクリアランスされるということは変わりません。 具体的な規制法に基づく手続については、No. 8 の回答のとおりです。

No.	意見の概要	考え方
	性状変更前にクリアランスレベル以下であることを確認した記録を義務付け、原子力規制委員会は定期的にチェックする体制をとるべきである。 クリアランスレベル以下かどうかを確認していない物を溶融することを認めることは、意図的な希釈や、希釈すらしめない恐れも常に疑われることとなり、クリアランス金属の再利用を妨げることになり、本制度の趣旨に反するのではないか。 「放射能濃度確認対象物についてクリアランスレベル以下であることの確認の前に溶融等の処理を」行うことは一切禁止すべきである。 出荷前に測定をしないと基準値を超える物質が原子力発電所の敷地内から出されることがある。溶融前に測定すれば、基準値を超えるものの取り扱いがなくなる。 クリアランス検認する前のものを集めて溶融し、溶融後に検認することに反対です。線量の高い廃棄物は別途管理されるべきで、希釈して利用されるべきではない。 クリアランスレベルを確認する前に溶融をすること自体禁止すべきである。 事業者に対し、あらゆる溶融を許可しないでください。 簡単な審査基準案の一部改正ではあり得ず、安全性は担保できません。しっかり国会で議論して下さい。 本件は、原子炉等規制法上のクリアランス制度の抜本的改正となるものであり、審査基準の改正で済ませるのではなく、国会を通して法改正すべきである。 それぞれの原発で CL 検認をしてから溶融する体制を確立してください。	
4	「意図的」「非意図的」の判断基準は何か。「意図的でない」混合・希釈も含めて一切の混合・希釈を防止すべき。 意図的でなければ容認されるとも読める。意図的か意図的でないかどのように判断するのか。	「意図的な混合・希釈の防止」は、溶融等を行ってもクリアランスレベル以下になる見込みのない物を、クリアランスレベル以下とする目的で、放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止することを意味します。

No.	意見の概要	考え方
	意図的に濃度の薄いものを濃いものを混ぜて溶かすことを防止する措置をとっているが、意図的かそうでないかとしており問題。 「3.5. 異物の混入等の防止措置」について、見込み違いや非意図的な希釈が起きてしまったことを装う悪質な措置が起きないための具体的な措置にすべきである。 「偶発的・非意図的な混入や希釈を防止する措置」は盛り込まないのか。意図的で否かに関わらず、混合や希釈は防止すべき。 汚染濃度の異なる放射性廃棄物を混ぜ合わせた結果、放射能濃度が下がれば希釈に違いなく、それを意図的かどうか、区別することはできない。 規則をよく読むと「意図的でさえなければ、クリアランスレベル以下であることを確認する前に溶融等ができる」ことになっている。 「意図的に」であるかどうかをどう検証するのか。「意図的」とは、心情的な言葉である。また「意図的でなければよい」、というものでもない。 クリアランスレベル以下とする目的での「意図的」なものでなければ、汚染されていないものとの混合や希釈も認められる、などどうにでも裁量できるいい加減な規定である。 放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融とあるが、確認前に溶融することは意図的、非意図的に関わらず、希釈の可能性である見込み違いや非意図的な希釈が起きてしまったことを装う悪質な措置が起きないための具体的な措置をこうじることがない限り、それを確認、阻止することは難しい。現行通り、クリアランス検認後の溶融とすべきである。 改正後のトには「意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措	考え方 今回の改正案は、IAEA 安全指針※を踏まえ、特に、溶融その他の性状の変更を伴う処理をしてもクリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物に係る意図的な混合・希釈の防止について審査基準を明確化したものです。 意図的でない混合・希釈によるものは、これまでの審査基準における異物の混入等の防止措置及び事業の安全管理の観点から必要な措置を講ずるべきものです。 なお、事業者からクリアランス認可の申請がなされた場合には、申請書に記載された措置が意図的な混合・希釈に当たらないことを含めて必要な措置が講じられることを審査で確認することになります。 ※「Application of the Concept of Clearance」(No.GSG-18)

No.	意見の概要	考え方
	置が講じられていること。」とあるが、「意図的」か「意図的でない」かをどうやって判断できるのか。また「意図的でない」ならば許されるのか。意図的かそうでないかに拘わらず、放射性物質によって汚染されていない物等と混合し又は希釈することを防止することが必要。 放射線を放出するごみを放射線を放出しないごみと混ぜることはやめてください。 「放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈する」ことも一切禁止すべきである。	
5	改正案は現行の審査基準と矛盾する。 「ハ：放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認対象物等が混入しないように措置を講ずること。」の規定と、改正案の規定は矛盾していないか。 「異物の混入等の防止措置」であるにもかかわらず、「放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認する前に放射能濃度確認対象物について溶融その他性状の変更を伴う処理をする場合」について定めるのは、矛盾しており、法の主旨にそぐわないのではないか。	意図的な混合・希釈の防止は No. 4 の回答のとおりであり、「異物の混入防止」に含まれる概念であるため、ハと今般の改正案は整合していると考えています。
6	意図的な混合・希釈を防止するための措置とは具体的に何か。誰がいつどのように担保するのか。 「防止するために必要な措置」とはいかなる措置か不明。混合・希釈を防止することはできない。 クリアランスレベル以下かどうかを確認していない物を溶融することを認めて、意図的な希釈をしていないことをどのように担保するのか、どこまで厳格な管理、監視ができるのか疑問であるし、実効性ある対策をとれば、事業者にも規制側にも非常にコストや労力がかかることになる。 「必要な措置」とは具体的に何か。悪意を持って意図的に汚染されたものを混合しようとすることを防ぐことが可能なのか。	意図的な混合・希釈を防止するために必要な措置を含めて本件事業に係る必要な措置は、第一義的には事業者において検討する必要があり、その上で、原子力規制委員会は、廃棄物管理事業に係る保安規定認可やクリアランス認可の申請内容の基準適合性について審査において確認します。 また、保安規定に従って講ずべき措置の実施状況やクリアランス認可を受けた方法に従った放射能濃度の測定及び評価が行われていることを原子力規制検査において確認します。

No.	意見の概要	考え方
	「溶融等をしても放射能濃度がクリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物を、クリアランスレベル以下とする目的で、意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられていること」とあるが、そのような措置がとられていることを、誰が、いつ、どのような方法で確認するのか。 「意図的に放射性物質によって汚染されていない物等と混合し、又は希釈することを防止するために必要な措置が講じられている」かどうかを、どうやって担保するのか。 必要な措置がどのようなものかが明らかにされた上で、規制側が、必要な措置が講じられてるかどうかを検査できる仕組みがないと意図的な混合や希釈を防止できない。 防止策を事業者に考えさせるべきではない。規制委員会が防止策を立てるべき。 クリアランス基準を超えるものと、放射能濃度の低いものを混合希釈することを防止する策を、事業者に考えさせることはダメ。原子力規制委員会が、しっかりとした防止策を立てるべき。違反した場合の罰則も含めて、規制委員会が厳重に管理することを求める。 混合・希釈を防止することはできない。 必要な措置を事業者側が考えることになっている。原子力規制委員会が罰則を含む厳しい規則を作って対応するべきである。	
7	混合・希釈すれば、どんなに高い放射能濃度でもクリアランスされてしまうリスクがある。厳重に管理すべき。 そもそもどんなに高い放射能濃度でも混合・希釈すればクリアランスできてしまうことを示している。混合・希釈すれば、核種移行効果及び均一化効果の想定次第で、どんな核種がどのように不均一でどんなに高い放射能濃度になっていようと、クリアランスされてしまう可能性がある。	意図的な混合・希釈の考え方はNo. 4のとおりです。 溶融による核種移行効果及び均一化効果については、これらの効果を見込んだ放射能濃度の測定及び評価の方法を決定するため、国内外の研究結果だけでなく、新たに設計・建設する溶融炉におけるデータを基に事業者において説明する必要がある、原子力規制委員会としてはクリアランス認可に係る審査においてこれらを確認します。また、クリアラン

No.	意見の概要	考え方
	放射能濃度の高いものと低いものと混ぜて溶かし、クリアランス基準内のものを作り出す時は、厳重に放射線濃度を管理すべき。	ス確認において、当該認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定評価が行われていることを確認します。
8	原子力規制委員会が溶融前後で問題ないか確認する仕組みをつくるべき。 以下の措置を講ずること ①対象物を出す側が、その濃度と重量を記録し規制委員会へ提出する。 ②対象物を受け入れる側が、受け入れた段階での濃度と重量を記録し、規制委員会に提出する。 ③溶融後にインゴット化されたものの濃度と重量を記録し、規制委員会へ提出する。また、インゴット化された物は代表サンプル1点だけでなく、広範囲から複数を取り出し、同じように測定し記録し、規制委員会へ提出する。 原子力規制委員会として、希釈が行われていない時点における放射能濃度測定ができるようにすべき。 当該記録と「クリアランスレベル以下であることを確認」した記録と性状変更後に照合すべき。 実用発電用原子炉を持つ事業者には、クリアランス事業を行う事業者を引き渡した廃棄物の重量・形態・性状・含有核種・インベントリを原子力規制委員会に提出するように義務付けるべき。 核種移行効果及び均一化効果は溶融前の状態によるので、放射化や汚染の履歴やそれらの評価だけでなく溶融前の詳細な測定が必要。 核種移行効果及び均一化効果の想定次第で、どんな核種がどのように不均一でどんなに高い放射能濃度になっていようとも、クリアランスされてしまう可能性がある。	クリアランスのための資材等の受け渡しについては、発電用原子炉設置者からクリアランスを実施する事業者への適切な受け入れ・受け渡しを確保するため、事業者において、溶融してもクリアランスレベルを超えるものは受け入れないよう放射能濃度の測定記録の確認等の措置を行うことを想定しています。原子力規制委員会は、事業者の保安規定認可の審査において、溶融前の資材等の受入れに関して必要な記載がなされていることを確認します。また、原子力規制委員会は、認可された保安規定に従って講ずべき措置の実施状況を原子力規制検査において確認します。これらの審査及び検査を通じて、溶融前の資材等が適切に受け渡され、管理されるよう規制します。 また、事業者は、クリアランス認可の申請に当たって、発電用原子炉設置者から、受け入れる資材等に係る汚染の履歴等クリアランスに必要な情報を受け取り、当該情報を基に、本改正案により明確化する意図的な混合・希釈の防止に必要な措置を含めて放射能濃度確認対象物の評価及び測定の方法を定め、認可申請を行います。原子力規制委員会は、審査において、測定及び評価の方法に影響を及ぼす核種移行効果や均一化効果も含めて申請内容の基準適合性を確認します。また、原子力規制委員会は、当該認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていることを原子力規制検査において確認します。 さらに、事業者は、放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録、放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録並びに放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録の保存義務が課されており、原子力規制委員会が行う原子力規制検査の対象になります。

No.	意見の概要	考え方
	集めたクリアランス金属を、諸外国と比べてもあまりにも大きな単位で放射性物質の量を測定するなど、計測の信頼性をも損なう。 科学的に無謬な仕組みではないし、前後で重さや濃度を測って客観的に2つの審査体などで一致させないと、混ぜてよくわからないままOKといったように汚染物質資材がばら撒かれることになりかねない。濃度の客観性を担保する仕組みにしないといけない。まず国会にかけろべき。 必要な措置には、電力など「出す側」が溶融などの性状変更する前に「クリアランスレベル以下であること」の確認の記録と性状変更後との照合を規制へ提出することなど具体的に列記すべき。 溶融などの性状を変更する前に、「クリアランスレベル以下であることを確認」した記録が必要であり、性状変更後に照合する必要がある。電力会社は対象物を出すときに・受け入れる「企業連合体」は受け入れた段階と・溶融などの性状を変更してできたものの濃度と重量を記録して原子力規制委員会に提出することで意図的、非意図的にかかわらず、希釈が行われなかったこと原子力規制委員会が確認できるようにすべき。 クリアランス推定物の汚染源の系統が特定できないものについては、原則処理しないようにし、処理したものの利用先は原子力事業者内で利用するものとする。 新たな事業体には安全性の実証を充分させるべき。	その上で、事業者は、認可された方法に基づき評価及び測定された放射能濃度についてクリアランス確認を申請し、原子力規制委員会は、当該申請に基づき、クリアランス確認対象物がクリアランスレベル以下であることを確認を行います。 以上のプロセスを通じて、クリアランス確認対象物の測定及び評価に当たって、意図的な混合・希釈が防止されるよう規制します。
9	クリアランスレベルを超えたものをどうするかなど、厳格なクリアランス確認を保証することが必要。 溶融後にクリアランス確認を行うので問題ないとするかもしれないが、クリアランスレベルを超えた物をどうするのか、クリアランス確認が厳格に行われることについて、常時第三者の立ち会いが行われ、その監視が常時公表される等の厳格な措置が講じられるのかについては何らの保証もないのではないか。	溶融処理した結果、クリアランスレベルを超えたものは、事業者において、放射性物質に汚染されたものとして規制法に基づき適切に管理することになります。

No.	意見の概要	考え方
	新規事業主体が発電用原子炉設置者からクリアランス推定物を受け入れる時、線量スクリーニング（容器表面線量当量率）でNGが出た場合、発電用原子炉設置者に対してクリアランス推定物の搬出を停止する等の対応をすべきである。	
10	溶融した場合、排ガス中やスラグに含まれる放射性物質について公衆被ばく対策が必要。 加工後の金属に残る放射性物質が問題になるのはもちろんだが、加工中に大気中に放出されるもの、スラグ中に含まれるものそれぞれ環境中に放出される放射性物質に関する考慮がどのようなになされるのか。 溶融した場合、排ガスの形で待機中に放射性物質が排出されるし、その核種や総量についての規制もない。除染した放射性廃液も環境汚染につながる。 大規模溶融施設の稼働に際しては、放射性物質をしっかりと補足するため、バグフィルターではなく、ヘパフィルターを設置すべき。 トリチウムだけでなく、炭素 14 をはじめ金属を溶かすことで酸素と簡単に結合して気化する放射性物質はすべて環境中に放出される。それを閉じこめる技術などないからだ。だからこそ処理する前にすべてのクリアランス金属の放射線量を測定しなければ何の意味もない。 クリアランスのものとはいえ、放射性物質である限り、住民の被曝を無視することはできない。このような審査基準の改正をするのであれば、国会で議論し了承を得るべき。 この集中処理事業では、事業体での除染ならびに溶融による除染効果を考慮したクリアランス推定物にしてしまう可能性があり、発電所から対象の事業体へのクリアランス推定物の搬送、事業体の中での作業、溶融により生じるダストや、気化した核種による環境影響等、クリアランス以上の放射性物質による被	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 17 条及び同規則の解釈において、廃棄物管理施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、当該施設として、50 マイクロシーベルト／年以下が達成できるよう、処理が行える設計であることを要求しています。 また、当該施設から発生する固体状の放射性廃棄物については、事業者において規制法に基づき適切に管理することになります。 具体的な施設・設備の基準適合性については、審査において確認していきます。

No.	意見の概要	考え方
	曝を受ける可能性があるので、クリアランス検認後の溶融とするべきである。	
11	改正に関連する説明が不足している。 今回の改正の背景、改正の目的、改正案、改正により生ずる可能性のあるデメリット、などの説明がないため、いきなり、改正部分のみ示されても、判断できず、改正について受け入れられない。	意見募集の際には、審査基準の改正案のほか、関連資料として令和7年度第4回原子力規制委員会資料3を掲載しており、当該資料に、改正の経緯、技術的論点等の検討及び対応方針が掲載されています。 また、今回の改正に当たっては、令和5年度第17回原子力規制委員会（令和5年6月21日）において、本事業の実施に係る規制上の論点等を提示し、公開の場で意見交換を行うことが了承されました。その後、福井県、資源エネルギー庁及び事業者との間で令和5年3月から令和6年2月まで3回にわたって公開の意見交換会合を実施しました。その結果と検討方針を令和6年度第2回原子力規制委員会（令和6年4月10日）に報告した上で、令和6年度第57回原子力規制委員会（令和7年1月29日）において対応方針を議論しております。これらの原子力規制委員会の議論や及び意見交換会合は公開で行っており、議事録も原子力規制委員会HPに公表されています。
12	クリアランス確認の徹底。 決して、クリアランス以上の金属が出回らないように安全がおりそかにならないように、監視の目を緩めないで下さい。	今般の改正により、クリアランスレベルやクリアランス確認の方法に変更はありません。引き続き放射能濃度確認対象物がクリアランスレベル以下であることを適切に確認していきます。
13	他国の施設と比べて規模が大きいことから他国の状況を把握した上で慎重な運営を求める。 世界最大規模の処分場ということで、他国・先進国の運営実態を綿密に把握した上で、さらに慎重な運営を切に願う。	クリアランス制度については、規制法に基づき適切に運用してまいります。 今般の制度検討に当たっては、原子力規制庁においてスウェーデン及びドイツで類似の事業について現地調査を行っております。また、今年度も今後の事業許可やクリアランス認可の審査に資するよう、海外の事例調査を継続する予定であり、こうした調査の結果を規制業務の参考として活用していきます。
14	放射能濃度確認対象物とその元となる「それ以外の物資」の希釈禁止に反対。 放射能濃度確認対象物とその元となる「それ以外の物資」の希釈禁止に強く反対します。トリチウム処理水は、科学的根拠に基づき希釈して基準以下で海洋放出されている。固体物資も、	国際原子力機関（IAEA）の安全指針※において、規制機関は、物質が規制上の管理から解除される前に、クリアランスレベルを満たすために、非放射性物質を意図的希釈及び/又は混合することは、一般的に受け入れられる慣行ではないことを規定すべきであるとされており、今般の改正は、この考え方をクリアランス審査基準において明確化するものです。

No.	意見の概要	考え方
	品質マネジメントシステム（QMS）で核種ごとの濃度・総量を厳格に管理すれば、安全に希釈し、クリアランス物資として利用可能である。	なお、クリアランスは、クリアランスレベルを満たす資材等そのものが再利用されることも考慮する必要があり、放射性液体廃棄物や放射性気体廃棄物の管理放出とは異なる概念です。 ※「Application of the Concept of Clearance」(No. GSG-18)
15	労働者の被ばくが心配。 労働者の被ばくが心配です。新たな廃炉ビジネスを性急に進めずに安全確保をしっかりとってください。	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条及び第16条において、放射線障害を防止する必要がある場所については換気設備や生体遮蔽等を設置すること、放射線業務従事者の防護のため放射線管理施設を設けること等を要求しています。 また、原子力事業者等の保安規定において、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること等を要求しています。
16	2ページの改正後欄の下線箇所の5行「物」と同6行「物等」と同6行「希釈する」の関係は、「物」を「物等」で「希釈する」という趣旨であると思われるが、原案ではそのように読めないため、読めるように作文したほうがよい。	クリアランスレベル以下になる見込みのない資材その他の物を、放射性物質によって汚染されていないもの等で希釈するという文章のつながりは、原案で明らかであると考えます。 従って、原案のとおりとします。
17	2ページの改正後欄の下線箇所の4行「放射能濃度がクリアランスレベル以下」は、同1行と同5行の「クリアランスレベル以下」と同様に「クリアランスレベル以下」のほうがよい。	当該箇所は、「クリアランスレベル以下」とする対象を明確化したものであるため、原案のとおりとします。